

○内閣府令第五十二号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行及び原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第三百十九号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第十八条第五項、第六項及び第八項（これらの規定を同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十一条の二並びに第四十二条第一項並びに放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十七条（同令第十九条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年十一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十六年総理府令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。